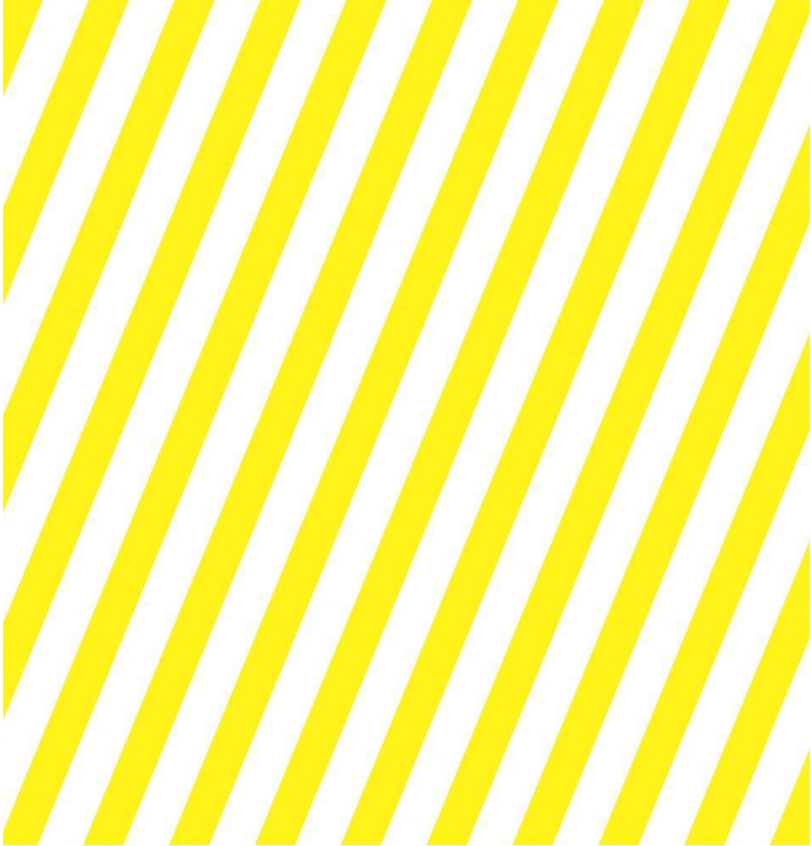


【資料1】



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

令和7年度

自治会長説明会

茨木市(市民文化部 地域コミュニティ課)
茨木市自治会連合会



説明内容

- ① 自治会の役割
- ② 自治会の運営
- ③ 自治会の現状
- ④ 自治会加入促進等の取組
- ⑤ 茨木市自治会連合会
- ⑥ その他



説明内容

自治会の役割



自治会の役割

そもそも、自治会って何をしている組織？



地域にお住まいの方々がコミュニケーションをはかりながら、住みよい地域社会をめざして、共に助け合い、活動を行っている組織であり、地域コミュニティの礎となっている。



自治会の役割

親睦活動

お祭り、運動会、もちつき大会などを開催し、住民相互の親睦を深めています。

環境美化活動

快適で美しいまちを維持するために公園やごみ集積所の清掃活動を行っています。

情報伝達

地域に密着した情報や各行政機関からの情報を回覧板や掲示板でお知らせしています。

防犯活動

犯罪のない“まち”をめざし防犯パトロールやこどもの見守り活動を行っています。

「人のつながり」から生まれる「心の豊かさ」を実感

災害発生時

消防、警察、市役所などの行政機関よりも、まずは隣近所の人たちの助け合いが頼りになります。

防災活動

地域で実施している防災訓練などに自治会として参加しています。



自治会の役割

自治会加入のメリット

- ・「人のつながり」から生まれる「心の豊かさ」
- ・地域課題（道路・防犯灯等）を自治会として解決
- ・災害時などいざという時の住民同士の助け合い
- ・地域の情報を得ることが出来る



自治会の役割

地域の情報発信の事例紹介

自治会や地域からの情報提供は回覧板や掲示板のほか、自治会会員向けのHPや公式LINEなどを作成して情報発信をしているところもあります。



地域のイベント情報や防犯の注意喚起に掲示板や回覧板を活用。

地域のイベント情報、自治会の規約や活動内容、議事録などの情報提供にSNSを活用。



説明内容

自治会の運営



自治会の運営

自治会の組織と運営（自治会ハンドブックP2）

【運営】

総 会

役 員 会 ・ 各 部 会

会 計 処 理

- 全員にわかりやすい規約づくり
- 住民が意見を発表・交換できる場を設ける
- 役割分担ができる組織づくり
- 明朗な予算・決算の報告 など

【組織】

自治会ハンドブックのP 3 を参照



自治会の運営

役員の選出方法と任期（自治会ハンドブックP4）

選挙

推薦

抽選

輪番制

【留意点】

抽選や輪番制を採用する場合は、小さい子どもや介護を要する家族がおられる世帯、また、高齢者だけの世帯などへの配慮が必要。

【任期】

例えば、原則2年とし、1年ごとに役員の半分を改選するなどの工夫をしている事例もある。

【事例紹介】

○ある自治会では、「会長職をみんなで担うというスタンス」から「会長見習い制度」を採り入れています。

会長見習いは、一年間、会長からその役割を学びます。その効果としては、メモをとったり、写真を撮ったり、資料を閲覧したりして、会長の役割を学ぶため、引継もスムーズで、会長職就任への不安も払拭されます。

更に、会長交代時は、現会長が相談役となり、副会長も会長をサポートして、自治会を運営し、だれでもできる会長職をめざしています。

○会長に負担が集中しないよう、複数の副会長を選任し、役割分担をして、自治会を運営されている地域もあります。



自治会の運営

自治会長の役割

- 自治会の代表。自治会を統括
- 自治会や連合自治会の会議への出席
- 市役所に提出する書類の作成、提出など
- 自治会内で発生する問題への対応
- 総会や役員会の準備
- 自治会活動の企画・運営
- 各種地域行事（ふるさとまつりなど）への参加
- 自治会への勧誘活動
- 後継者の育成



自治会の運営

自治会長の役割は、他の役員や各部会で手分けして実施することで負担の軽減が図れます。

- 自治会の代表。自治会を統括
- 自治会や連合自治会の会議への出席
- 市役所に提出する書類の作成、提出など
- 自治会内で発生する問題への対応
- 総会や役員会の準備
- 自治会活動の企画・運営
- 各種地域行事（ふるさとまつりなど）への参加
- 自治会への勧誘活動
- 後継者の育成



他の役員や各部会で手分けして実施



自治会の運営

副会長の役割

会長を補佐し、会長が不在の時には職務を代行

書記の役割

会議の記録

会計の役割 (ハンドブックP25・P26：予算書・決算書の参考例)

会費などの収入や物品購入代などの支出
通帳や現金の管理、出納帳簿の作成

監事（会計監査）の役割 (ハンドブックP26：監査報告書の参考例)

帳簿や領収書などを確認し、会計処理や事業運営が適正に行われているかをチェックし、監査の結果を報告



自治会の運営

個人情報の取り扱い

「改正個人情報保護法」施行（平成29年5月30日）

改正前は5,000人以下の個人情報を取扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後はすべての事業者に個人情報保護法が適用されます。



この「事業者」には、自治会や同窓会も該当します。



自治会の運営

個人情報の取り扱いのポイント

①利用目的の特定（第8条）

個人情報の利用目的はあらかじめ特定する。

（参考例）「会員名簿を作成し、名簿に掲載する会員に対して配布するため」

②個人情報の収集・本人の同意（第7条）

利用目的を通知し、本人の同意を得る。

個人情報を収集する際に配布する用紙には、利用目的を記載する必要があります。

（参考例）ハンドブックP23に掲載



自治会の運営

個人情報取り扱いのポイント

③個人情報の保管

情報漏洩防止のために、適切な措置を講じる。

鍵のかかるロッカー等に保管するなど、各自治会において適切に管理する。

④第三者提供

- 利用目的以外に利用する場合は原則としてあらかじめ本人の同意を得なければならない。（第10条）
- 第三者に提供を行った場合、提供内容や提供先を記録する必要があります。（第11条）（記録簿参考例：ハンドブックP21）
- 第三者から提供を受けた場合、提供内容や提供元に加えて、「相手方の取得経緯」についても記録する必要があります。（第12条）（受領記録簿参考例：ハンドブックP22）

※記録の保存期間は原則 3 年



自治会の運営

個人情報取扱要領について

個人情報取扱要領の作成

自治会で会員の個人情報の詳しい取扱方法を決め、「個人情報取扱要領」として文書にまとめておくことで、自治会内部での取り扱いが明確になり、会員の方も安心して個人情報を提供できると考えられます。

○「自治会個人情報取扱要領の参考例」

(ハンドブックP18～P20)



自治会の運営

自治会へ情報提供と支援（補助）制度

- 自治会長宛送付文書（通知文書・回覧）（毎月15日・月1回）
- メールによるお知らせ
- 自治会対象の支援（補助）制度

市から発出する自治会長宛送付文書について、次の3つの視点を主とし、必要な情報を提供しています。

- ①自治会対象案件
- ②他に周知方法がない案件
- ③市民の皆さまの安全・安心に資する案件

自治会長調査票において、メールアドレスの登録をいただいている方には、災害時や緊急の場合、メールにてお知らせすることがあります。

送信元は **community@city.ibaraki.lg.jp**

となりますので、受信許可の設定をお願いします。

メール登録を新たに希望される場合は、自治会変更届にて登録をお願いします。

令和6年度は約7割の自治会にご登録いただきました。



自治会の運営

自治会対象の支援（補助）制度

自治会活動報償金

地域における市の施策への協力と実践を行う自治会からの申請に対して、市が報償金を支給しています。（9月中旬頃に市から通知文を送付）

- 対 象:**
- ①市との連携及び連絡調整
 - ②市及び関係機関の発行物の配布
 - ③ごみの減量化と再資源化に関する施策への協力

補助額: 3 2 0 円×世帯数



自治会の運営

集会施設整備事業補助

内 容: 集会施設の新築や修繕に要する費用の補助

補助額: 半額（限度額：新築200万円（1,000万円を超える場合は300万円）、修繕100万円）

物置設置事業補助

内 容: 物置の購入・設置に要する費用の補助

補助額: 半額（限度額10万円）

※集会施設整備事業補助：修繕、増改築に関する申請については、毎年申請できます。（但し、予算の範囲内で初回優先）

※物置設置事業補助：毎年申請ができます。
（但し、予算の範囲内で初回優先）



自治会の運営

物置や集会所の活用事例



よこちゃんちの寄り合い所

お隣さんで
おしゃべりタイム



- ・ 公園等の清掃用具の収納
 - ・ 防災活動に備えた資機材の整備
- ※設置するには、設置場所の許可が必要です。

集会所は、会議の場以外にも
おしゃべりや趣味を楽しめる場として
定期的に活用すると、様々な人と楽し
く気軽に交流を続けやすくなります！



自治会の運営

自治会ICT出前講座

自治会が自治会活動において**ICTの活用**を検討する支援として、講師が出向いて講習会を開催する出前講座を実施することができます。

講習会メニュー

- ①**LINE講座** (定員10名、3回コース)
- ②**Zoom講座** (定員5名、4回コース)
- ③**ホームページ作成** (定員5名、4回コース)

※開催場所の確保は自治会等をお願いします。



自治会の運営

住民活動災害補償保険制度

自治会などの各種団体が行う**公益的な活動**中に、怪我をした時や賠償責任を問われた時に備え、茨木市が一括で保険に加入しています。

団 体 茨木市にある**構成員が5人以上の団体**（自治会等）
※親睦活動、レクリエーションは指導者・運営者のみ対象

活 動 無報酬で計画的・継続的に行う**ボランティア活動**や地域での**社会奉仕活動**
例)地域での清掃、年末のパトロール

事 例

- 地域の清掃時に指を怪我 →**対象**
- 運動会の実行委員がテント組み立てで怪我 →**対象**
- 運動会で競技に参加し、足首を捻挫 →**対象外**
- 公民館講座を受講しに行くときに転んで怪我 →**対象外**



自治会の運営

住みよいまちづくり協議会からの補助制度

清掃活動
補助

内 容： 自治会等が清掃用具を購入した際に補助

補助額： 半額（限度額5,000円）

補助回数： 1団体について1年度内1回

※補助対象とならないもの

草刈り機、脚立等及びこれらに付随する消耗品に要する費用
お茶、ジュースその他の飲料等に要する費用

掲示板
補助

内 容： 自治会用掲示板の購入費用の一部を補助

申込み： 6月に自治会長宛に案内を送付

補助対象枚数： 1自治会につき1枚

＜令和6年度補助額＞

大（120 c m×90 c m）：補助額 9,050円

中（ 90 c m×90 c m）：補助額 7,710円

小（ 90 c m×60 c m）：補助額 6,970円 ※概ね1/2を補助



自治会の運営

コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンター利用の免除団体の申請

コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンターにおいて使用料の免除を希望される場合は、毎年度、申請書の提出が必要です。

申請書の受付後、審査会の審査を経て、翌年度の利用料免除が決定します。申請が遅れると免除期間が短くなります。

提出の案内 : 10月中旬

提出期限 : 11月下旬

提出書類 : ①利用料金免除団体申請書
②定款、規約、会則又はこれらに準ずるもの

※申請手続きは任意です。



自治会の運営 主な年間スケジュール

月	地域の一般的な行事	市から自治会への連絡事項
4月	各自治会・各地域団体総会	自治会調査票提出（地域コミュニティ課） 自治会長説明会・日赤活動資金募集 （地域コミュニティ課・地域福祉課） 住みよいまちづくり協議会総会の案内 （事務局：地域コミュニティ課）
5月		防犯灯維持管理補助金申請（建設管理課）
6月	市内一斉清掃	市内一斉清掃の実施（環境事業課） 自治会用掲示板の申込（事務局：地域コミュニティ課）
7月	地区ふるさとまつり （各地域により異なる）	都市緑化・公園等保全美化活動功労者の推薦 （公園緑地課）
8月		
9月		自治会活動報償金申請（地域コミュニティ課） 住みよいまちづくり協議会12月市内一斉清掃の案内・事前調整（事務局：地域コミュニティ課）



自治会の運営

主な年間スケジュール

月	地域の一般的な行事	市から自治会への連絡事項
10月	地区スポーツ・レクリエーション (各地域により異なる)	コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンター利用の免除団体の申請案内
11月	文化展 (各地域により異なる)	
12月	市内一斉清掃	住みよいまちづくり協議会市内一斉清掃の実施 (事務局：地域コミュニティ課)
1月		
2月		住みよいまちづくり協議会善行者等の推薦 (事務局：地域コミュニティ課)
3月		6月一斉清掃の案内・事前調整（環境事業課） 廃棄物減量等推進員の推薦（環境政策課） 《隔年》

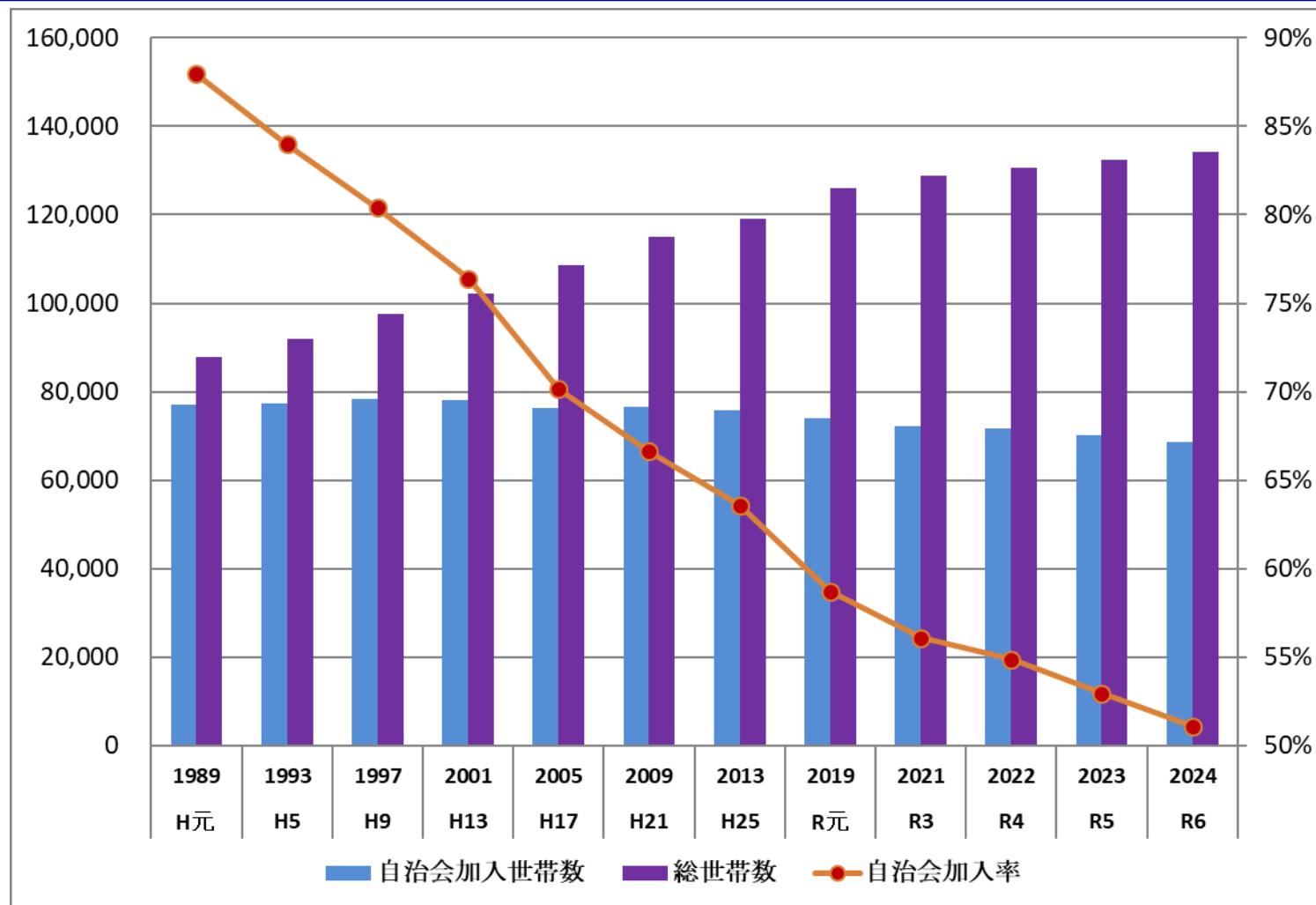


説明内容

自治会の現状



加入率の推移



平成元年度は約88%だったのに対し、令和6年度は約51%まで低下



北摂7市の自治会加入率

	茨木市	高槻市	吹田市	摂津市	箕面市	豊中市	池田市
加入率 (R6)	51.1%	54.8%	41.7%	41.5%	算定中	35.3%	24.2%
加入率 (R5)	52.9%	54.8%	43.4%	43.4%	52.8%	36.3%	27.1%



説明内容

自治会加入促進等の取組

令和3年に実施した「地域コミュニティに関するアンケート調査」では、自治会へ加入方法や自治会の活動内容について「知らない」という回答が一定数ありました。このことから**「自治会に加入するきっかけ」**を提供することが重要であり、これまでから、様々な取組を行っています。



加入促進への取組①

「自治会加入依頼書」「自治会加入案内ちらし」の配布



■市民課の窓口にて転入者に「加入依頼書」「加入案内ちらし」を配布

■「茨木市自治会連合会」「茨木市」「大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部」「公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部」と自治会加入促進に関する**協定を締結**し、「加入依頼書」「加入案内ちらし」の配布を依頼



加入促進への取組①

転入者や転居者の方々が、住居を選択される早い段階から、自治会や地域コミュニティへの参加の新たな「きっかけ」を提供



R6年度は41件「加入依頼書」の提出がありました。

加入希望者から連絡があれば、
地域コミュニティ課から自治会長へ連絡

さらに！

加入促進の協定締結により、不動産販売業者が自治会への加入に協力的になってきているとの声が、地域から寄せられています。



加入促進への取組②

転入者や転居者の方々へ、加入の案内をする場合



自治会ハンドブックの概要版を作成しました。
自治会の役割や活動について掲載しています。自治会への加入依頼等にご活用ください。
地域コミュニティ課の窓口にて配布しています。HPにも掲載しています。



加入チラシの多言語版（英語・中国語・韓国語）も作成しています。日本語の加入チラシと共にご活用ください。地域コミュニティ課の窓口にて配布しています。



加入促進への取組③

転入者や転居者の方々へ、加入の案内をする場合
自治会加入促進の手引きについて

自治会加入促進の手引き



令和7年(2025年)4月

茨木市自治会連合会・茨木市

自治会未加入者に対して加入促進の働きかけや誰もが参加しやすい自治会活動を進めるための手引きを作成しています。

5月の自治会長宛送付文書にて送付します。



加入促進への取組④

転入者や転居者の方々へ、加入の案内をする場合 自治会加入のあいさつ文のひな型について

自治会の加入案内やあいさつを行う際、口頭だけでなく、資料をあわせて提示する方が伝わりやすく、理解されやすいです。

新規転入されてきた皆様へ
〇年〇月〇日
〇〇自治会
会長〇〇 〇〇

ご あ い さ つ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度〇〇自治会区域内にご転入されたこと、自治会一同、歓迎いたします。

私たち〇〇自治会は、皆様がこの〇〇に住んでよかったと思えるように、住民の親睦と安全安心で快適に暮らせる環境づくりに取り組んでおります。

自治会の加入は強制ではありませんが、同じ地域内に住むご近所同士で交流を深め、困りごとやいざという時に助け合える関係がつかれるよう、会員一同、〇〇様の加入を心よりお待ちしております。そこで、当自治会のことを知っていただくために、自治会の規約、総会議案書等の活動資料をお届けいたしますので、ご覧ください。

ご加入いただける場合は、下記の連絡先までお申し付けください。

◆連絡先
班 長 〇〇〇 (Tel: 111-222-3333)
自治会長 〇〇〇 (Tel: 222-333-4444)



お気軽にお問合せください。



加入促進への取組⑤

転入者や転居者の方々へ、加入の案内をする場合 自治会加入チラシ・結成チラシのひな型について

各地域の具体的な情報や活動
写真を掲載し、自治会オリジ
ナルのチラシを作成いただく
ことで、より活動内容を身近
に知ることができます。

自治会結成の例

自治会を結成してみませんか？

- ①自治会がない地域において、新たに自治会を結成する場合
- ②既存の自治会を統合して、新しく自治会を結成する場合
- ③既存の自治会から分離して、新しく自治会を結成する場合

～自治会の活動内容の例～

サンプル

サンプル

サンプル

(例) 清掃活動

自治会とは？
ふれあい活動などを通して、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくための、
もっとも身近な住民組織のひとつです。

(例) 祭り活動

(例) 防災訓練

～自治会結成の手続き～

- ①設立準備会を設置
- ②自治会の区域を決める（他の自治会と区域が重複しないよう注意）
- ③自治会結成に対する区域住民の意見を集約
- ④設立趣意書を作成、配布して、自治会への加入申込みを受ける。
- ⑤会則の草案（規約案）を作成
- ⑥事業計画、予算書、会員名簿などを作成
- ⑦役員選出などについて、検討
- ⑧設立総会を開催
- ⑨市に届出をしてください。

～自治会への支援～

- ・掲示板、清掃用具の購入補助
- ・集会所の整備、物置の設置補助

●地域の活動や自治会活動についてのご相談
〇〇地区連合自治会（連絡先： ）

●自治会の規約や役割などについてのご相談
〈茨木市自治会連合会事務局〉（茨木市・〇〇〇課：市役所本館2階10-①窓口）
TEL 072 (620) 1604 FAX 072 (620) 1715
e-mail: 〇〇〇@city.ibaraki.lg.jp
茨木市自治会連合会 URL: <https://www.ibaraki-jichiren.com>

〇〇自治会入会のご案内 ①

〇〇自治会では！

安全で安心に暮らせる地域づくりのため、防犯灯やごみステーションの維持管理、自治会内の清掃、見守り活動など個人だけでは解決できない地域の課題に取り組んでいます！

◆活動内容

清掃活動：年〇回（道路のごみ拾いと児童遊園の清掃）
地域防災訓練：年〇回（〇〇小学校）
見守り活動：随時（児童登下校時、夜間パトロール）
その他、地域行事（ふるさと祭、地区体育祭、文化祭）にも参加しています
年度始め総会で事業・決算報告、事業計画・予算報告を行っています。

(例) 祭り活動

(例) 清掃活動

(例) 協議の場（意見交換会）

自治会の範囲：〇〇町、
加入世帯数：〇〇丁目～四丁目
〇〇世帯

会費：月〇〇〇円
※集金は〇か月分まとめて班長が行います。

◆連絡先
班長 〇〇〇〇（ℓ：111-222-3333）
自治会長 〇〇〇〇（ℓ：222-333-4444）

お気軽にお問い合わせください。



加入促進への取組⑥

自治会の加入により、エコポイントを付与！

◎エコポイントとは？

「市民の方を対象として、市が指定する環境に配慮した行動をするともらえるポイント」です。

「自治会への加入」が地域の清掃活動などを通して、茨木市の環境美化につながることから、令和5年度より環境(エコ)ポイントの対象事業となりました。

ポイント申請は、環境政策課の窓口(市・本館8階)で自治会名と校区名を申告していただくと付与されます。

★詳しくはこちらから

• https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/tikyuondanka/ibaraki_ecopoint/1469433654154.html

いばらき環境ポイント
環境に配慮した行動で景品をゲットしよう！

エコポイントとは？
市民の方を対象として、市が指定する環境に配慮した行動をするともらえるポイントです。ポイントを貯めることをきっかけに、一人ひとりが身近なところから環境問題に関心を持ち、取組を継続していただくとする事業です。

STEP 1 行動する
対象イベント・講座等に参加するとポイントがもらえます。
※家族でお持ちのポイントを合算できます。

STEP 2 応募する～応募方法は3通り！～
①市公式総合アプリ「いばらき」のエコポイント管理機能から応募
(応募紙のポイントカードからアプリにポイントを移行できます。)
※詳しくは中面をご覧ください。
②必要事項を記入したポイントカードと引換券等を「〒567-8505 茨木市 環境政策課」まで郵送
ポイントカードはホームページからダウンロードできます。
③市役所環境政策課の窓口でポイントカードや引換券を持参

応募締切 令和7年3月3日(月) 当日消印有効

STEP 3 抽選で景品が当たる！?
ポイントを貯めて応募していただくと、抽選で景品が当たります。

茨木市



加入促進への取組⑦

毎年 6 月

「自治会加入促進月間」

- ・ 広報誌による加入促進記事の掲載
- ・ ごみ収集車からの録音声による自治会加入啓発
- ・ 懸垂幕による自治会加入や地域活動の参加への呼びかけ



地域活動への参加意識の醸成

「自治会等表彰制度」

■ 目的

自治会や地域活動にご尽力をいただいた方々に、あらためて、感謝の意をお伝えするため。

■ 対象（自治会長を除く）

自治会の役員 2年以上

自治会活動の担い手として協力 5年以上 等

■ 推薦者

地区連合自治会の長、又は、地域自治組織（協議会）の長

■ 推薦依頼

推薦者に7月に推薦依頼を送付しています。

■ 令和6年度実施内容

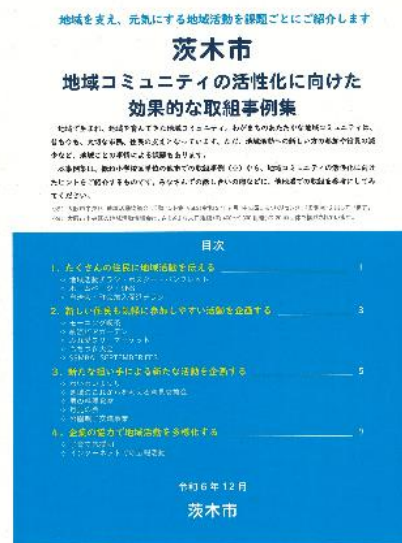
15校区より推薦をいただき、34人、2団体の方に表彰状と記念品をお贈りしました。



地域課題の解決に向けた取組事例の共有

■ 地域課題の解決に向けた取組事例集の作成

地域コミュニティ課では、市内大学との連携し、学生による地域の方々への取材を行い、地域の創意工夫した取組をまとめた事例集「**住みたい・住み続けたいまちづくり大百科**」や他市の取組を紹介する事例集を作成しました。





地域課題の解決に向けた取組事例の共有

事例集の一部を紹介

～防災意識を高める「防災看板」の設置～

過去の水害被害を教訓に、自治会独自の防災対策として、地域の目立つ場所（4か所）に防災情報を掲載した看板を設置しています。
(R4_事例集 P17)



～マンション住民のつながりを深める！災害時の「トラブルメモ」と「簡易トイレ」の配布～

災害が起きたときにみんなで対応できるように、簡易トイレとトラブルメモを会員に配布
(R3_事例集 P11)





地域課題の解決に向けた取組事例の共有

■ ホームページURL

[https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shim
in/chiikicomunity/menu/matidukuridaihya
kka/index.html](https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/chiikicomunity/menu/matidukuridaihya
kka/index.html)

■ ホームページQRコード



自治会で創意工夫した事例があれば、ぜひご連絡ください。
取材のご協力をお願いすることがございますので、その際はよろしく願います。



自治会の法人化（認可地縁団体制度）について

認可地縁団体制度とは？

地域的な共同活動を円滑に行うことができるよう、市町村長の認可を得て法人格を取得できる制度のことです。法人格を取得すれば、規約に定めた目的の範囲内で権利義務の主体となることができます。これにより、個人財産と法人財産の混同防止や対外的な信用を獲得することができるなどのメリットがあります。

なお、令和3年の地方自治法の一部改正により、不動産の保有に関する条件が削除されました。

■ 認可地縁団体の制度の説明は市のホームページにも掲載しています。
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/chiikicomcommunity/menu/chien/tien.html>



説明内容

**地区連合自治会
茨木市自治会連合会**



地区連合自治会・茨木市自治会連合会

地区連合自治会
(市内33組織)

- 単位自治会相互の親睦・調整
- 広域的な課題への対応
- 各自治会に共通する問題の解決

茨木市自治会連合会

- 地区連合自治会相互の情報交換
- 研修会の開催や行政との意見調整
- 自治会加入促進

地区連合自治会

自治会

自治会

自治会

地区連合自治会

自治会

自治会

自治会

地区連合自治会

自治会

自治会

自治会

「人のつながり」から生まれる「心の豊かさ」を実感
真に豊かで持続可能な地域社会をめざす！！



茨木市自治会連合会

自治会連合会の取り組み

会報誌

自治会連合会の事業を紹介。各種補助金についても周知

研修会

年1回、連合会長を対象に、地域コミュニティなどに関する講演会などを実施

相談体制

地区連合自治会の諸課題について、相談を受付
(単位自治会は地区連合自治会に相談)

市との連携

自治会加入促進

- ・自治会長説明会
- ・自治会ハンドブックの配布
- ・宅建協会、不動産協会との自治会加入促進の協定に基づき、加入依頼書、加入チラシの作成、配布

自治会活性化

自治会等表彰制度の実施
連合会として協賛（記念品贈呈）



茨木市自治会連合会

自治会連合会のホームページを公開しています。

URL : <https://www.ibaraki-jichiren.com/>



自治会連合会の活動内容、地域行事や自治会への支援情報、ホームページ作成支援のテンプレートなどを掲載しています。今後も内容の充実を図りたいと考えておりますので、自治会での工夫した取組等ございましたら、ぜひ掲載にご協力をお願いします。



説明内容

その他



その他

防鳥ネットについて



ごみ集積場に設置する防鳥ネットは広がらないようにご協力お願いいたします。

柵に結ばれたカラス避けネットが風に煽られ、自転車に引っ掛かり転倒する事故にもつながりますので、よろしくお願いします。

防鳥ネットの貸出申請
環境政策課
(072-620-1644)
または
環境事業課
(072-634-0351)



その他

令和 7 年の国勢調査への協力について

【国勢調査】

国内における人口・世帯数の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、5年に1度実施される統計調査

- ・ 調査員のご推薦に係る依頼文と関係書類を **5月15日（木）** の自治会長宛文書にて発送させていただきます。
- ・ ご協力を賜りますようお願いいたします。

自治会の運営や規約等の作成についてのご相談は、
地域コミュニティ課（072-620-1604）まで
自治会の地域活動や地域行事についてのご相談は
各地区連合自治会長まで

お気軽にご相談ください。

自治会からよくご質問いただく項目をQ&Aとしてまとめています。
ご質問がある方は、同封しているQ&Aをご一読いただいた上でご質問をいただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。